

號三十第 料資査調政市

査調政市_{於る}に_け國米

會査調政市京東_財人_法

04

5

市政調查資料 第十三號

米國
對於
市政調查



財團法人
東京市政調查會

序

所謂「政治踏査」は米國に於て、特にその都市に於て急速なる發達を見た。蓋し米國都市の巨額なる歳出従つて生じたる損失と浪費が、特に市政の分拆的科學的研究を促進したるに因るものあるは否むことを得ない。米國に於ける市政調査運動の先驅は一八九三年に於ける「善市政會議」の組織であり、これが専門的研究機關の結成としては二十年前に於ける紐育市政調査會の創設を嚆矢とする。爾來各市にその後を追ふもの簇出し、今や全國的運動の期を劃しつつあると言へる。

頃日「全米國行政調査會議」の送付し來れる小冊「市政調査二十年」(Twenty Years of Municipal Research, issued by the Governmental Research Conference)を見るに、彼國に於ける市政調査事業の沿革、現状、及び將來に亘りて説述する所、漸くこの運動の黎明期に立てる吾國都市の爲め啓示する點尠くない。譯して大方識者の一讀に供する所以である。

昭和二年三月

財團
法人

東京市政調査會

米國に於ける市政調査 目次

一	市政調査思想の發生……………	一
二	市政調査思想の實現……………	四
三	市政調査運動の普及……………	五
四	市政調査機關の組織……………	七
五	市政調査の經費……………	三
六	市政調査機關の活動……………	三
七	市政調査の公表……………	五
八	市政調査機關の業績……………	七
(一)	全國行政調査會及ニューヨーク市政調査會……………	八
(二)	フィラデルフィア市政調査會……………	一〇
(三)	デトロイト市政調査會……………	三
(四)	セントルイズ市政調査會……………	五

斷し得ることを條件とする。而して市政調査とは要するに市民をして市政をよりよく了解せしむる企に外ならぬのである。

市政調査に依つて、都市行政を改革せむとする企は今より二十年以前ニューヨーク市に於て、初めて公共的精神に充ちた少數の人々に依り、試験的に行はれた。この思想はその後四十を超ゆる多數のアメリカ諸都市の探るところとなり、この思想實現のためには既に數百萬弗が投ぜられてゐる。しかも社會一般は殆んどこれを知らない。しかし、これは何も不思議なことではない。この思想を生み出した人々は、これを一般に知らせるといふことを目的にしてゐたのではない。他に目的があつたのである。而して又一般化されないといふことが、この事業そのもの、先天的特質でもある。

初め、この思想は當時ニューヨーク市民同盟の理事長であつたフルトン・カッティング¹氏の率ゆる小團都市「十字軍」の思索と討論の中より生れたものである。この團體の人々は進んで自らの時と金とを投げ出し、正直にして有能なる行政家を指名し、選舉することによつて、ニューヨーク市行政の能率と經濟とを増進せんと

¹ Citizens Union of New York City.

² Mr. R. Fulton Cutting.

³ Civic "Crusaders"

限りなき努力をした。第一線に立つ旗手達は何れも有能にして誠實、勤勉にして經驗に富む人々であつた。それにも拘はらず、市政の「組織」^{システム}の上には何等の力をも及ぼすことは出来なかつた。行政の組織——時代遅れであり、粗悪であり、信頼し得ざるものであつて、責任ある吏員を啓發せず、寧ろ邪道に導くように組立てられてゐる——はこれを超越せんとする最も英雄的なる努力をも抑止した。従つて失望に次ぐに落膽を以てし、終にはこれ等の意氣沮喪せる愛國者達は單に投票に依るのみでは市政の改革は覺束ないことを知つた。意氣沮喪はしたが斷念はしなかつた。彼等は戦法を變へ、人に頼る代りに制度を改むることに決心した。

彼等はいかう考へたのである。「科學的研究及び分析方法が商工業の問題に適用せられて有効であるならば、何故にこれが都市行政の分野に適用せられて同様に有効であり得ないか。都市行政の能率を害する主たる事由が、吏員の不真面目又は無能にあらずして、制度の缺陷、事務措辦の放漫にありと假定せよ。然らば、恐らく我々はこれ等の緊要なる問題を練達有能の士に依つて集約的に研究するに依り、事態を改善することを得るであらう。故に我々は各般の事實を蒐集し、これを

検討し、分析し、比較し、而して我々の結論はこれを現實化するために適當の機關に提示しよう。かくすることに依つて、社會一般も亦その輿論を構成すべき完全にして偏頗ならざる事實を知ることを得るのである」と。

二 市政調査の實現

この新思想は一九〇六年一月結晶して「都市改良會」となつた。この會はニューヨーク市に置かれ、二人の研究員が全部の時間を都市問題の研究に捧げた。翌一九〇七年五月には、この會は「市政調査會」の名の下に法人とされ、その目的を明かに宣言した。即ち次の如くである。

- 一 能率的經濟的行政を促進すること
- 二 吏員の事務簡捷を期するため收支會計及び市務細目の記録に科學的方法の採用を奨励すること
- 三 都市問題に關する事件に就き建設的公表を確保すること
- 四 都市行政に關する事實を蒐集し、分類し、分析し、比較し、説明し、公刊すること

この新しい研究團體の努力はその出發の最初から成功を以て酬いられた。僅か二三年の間に、ニューヨーク市政調査會は行政事務に就いて頗る確固として有益なる感銘を興へた。調査會は創立されてから六年内に四十二萬二千弗の寄附金を受け、なほこの外に特殊の目的のために二十六萬八千弗を受けた。研究員は一躍殆んど五十人に増加した。その改革運動は財務行政に於て廣い範圍に亘つて實現された。市の收支會計及び記録方法は修正された。了解され易い支出の統制され得る豫算方法が採用された。市の取引信用は支拂を迅速ならしむることによつて、よりよく保護された。契約及び購買關係に就いては、より優れた監督が行はれるやうになつた。そして繁文褥禮なる官僚主義的組織は破壊されてしまつた。

三 市政調査運動の普及

他の諸都市がニューヨークに出現した市政調査會に興味を有ち、それぞれ各都市に於てニューヨーク市政調査會と同様の仕事を研究機關を要求するに至

1 "Bureau of City Betterment."

2 "Bureau of Municipal Research."

つたのは、その後間もないことである。研究機関といつても初めは一二の研究員をして市政の實際を「調査」せしむるに過ぎぬものであつて、専門家を集めて恒久的の研究機関を設立するのは、寧ろ稀れな場合であつた。フィラデルフィアは一九〇八年に、シンシナチは一九〇九年に、シカゴは一九一〇年に、ミルウォーキーは一九一三年に、その後多くの都市も、夫々調査機関を組織して、ニューヨーク市政調査會と同一精神を以て同一目的の爲めに盡して居る。現在アメリカには私立の市政調査機關が四十以上ある。なほこの外に三四の州政調査機關もある。ワシントンにある「行政調査會」¹は主として國政問題に關する調査を行つてゐる。トロント、キヤルガリーの兩市は何れも調査會を有してゐるが、トロントに本部のある「市民調査會」²は本來は市政調査會を有しない都市の市政調査を行ふことを目的とした機關であつた。日本には四年以前に後藤子爵指導の下に市政調査會が設立された。この機關の財政は、アメリカに於けるニューヨーク市政調査會その他の機關の成功に興味を感じた日本の一銀行家の寄附に依つて處理されてゐる。

斯くて二十年以前までは控へ目の實驗に過ぎなかつたものが、今日では有能な

る研究機関となつてしまつた。

四 市政調査機關の組織

これ等の研究機関の間にはその組織形態に於て、その財政方法に於て、その事業範圍に於て又その權能に於て著しき相異がある。今試みに分類すれば、次のやうになるであらう。

- 一 公共精神に富む市民の寄附に依つて財政を處理する獨立の存在を有する研究機関

ニューヨーク市、セントルイズ、ロチェスター、デモイン、サンフランシスコ、セントポール、トロント及びカンザスシティの市政調査機關は何れも皆この部類に屬する。サンフランシスコ、セントポール及びデモインは寄附豫約者が負擔する税金額の一パーセントを基準とする寄附金を受けてゐる。ロチェスターは異例であつて、コダック寫眞機製造業者のデーヂーイーストマン氏一人に依つて全部支持されてゐる。

¹ "Surveys"
² Institute for Government Research.
³ Calgary.
⁴ Citizens Research Institute.

二 獨立せる組織ではあるが、その経費を共同金庫¹より支給される研究機關
 フィラデルフィア、デトロイト及びクリーヴランドの市政調査會は皆この種類のも
 のである。尤も過去に於てはフィラデルフィアとデトロイトの調査會は多年の間
 寄附金に依つて經營されてゐた。オハイオ調査會も初期の間は主として特定
 の人々の寄附を以て支持し、各都市のためにした仕事に對する謝金を以て補充
 してゐた。しかし、現在ではその主要なる支持は同州の重要都市の共同基金か
 ら受けてゐる。調査會が共同基金に頼ることに就いては、市政調査が通常共同
 基金を以て支辨すべき事業の範圍内にないといふ理由及び基金を支出する人
 々の中には市政調査會の目的に賛成しない者又はその目的を理解しない者が
 あるかも知れないといふ理由で、相當議論があつた。トロント市政調査會は一
 時「聯合共同基金」から経費を受けてゐたが、最近は廢止した。デトロイト市政
 調査會は共同基金の寄附者が特に調査會の経費に充てゝもよいと指定する金
 だけを受けることに依つて、反對論を緩和してゐる。

三 或る大きな團體の一部門として活動する研究機關

¹ Community chest.

² Ohio Institute.

³ Community Federation Funds.

この種類の典型的のものはニューデジャジー州ニューワーク商業會議所の市政調査會⁴
 及びミネアポリス市民商業協會の市政調査會である。これ等の研究機關は團
 體に依つて建物も供給され、財政も處理され、事業も指揮される。

四 市に依つて創設され、市會計に依つて財政を處理される研究機關

トレード宣傳及能率委員會、⁵ ニューヨーク市會計部委員會、及びミルウォォーキー能
 率及經濟調査會はこの種類に屬する。

五 有能な研究員を擁して、納稅者協會といふが如き名の下に市政調査事業を
 行ふ研究機關

例へばセントルイズ州納稅者聯盟、⁶ ニューベッドフォード納稅者協會の如きはこれ
 である。この組織のものは各納稅者の納稅額の割合を基準とする寄附に依つ
 てその財政が維持される。會員が非常な多數に上ることは珍らしくない。前
 記セントルイズの聯盟の如きも六百名近くの會員を有する。

組織形態を述べるに當つてこの制度の元祖たるニューワーク市政調査會の調
 査思想の發達を語ることは特に必要である。一九〇六年に「都市改良會」⁷がニユ

⁴ Bureau of Municipal Research of the Newark, N.J., Chamber of Commerce.

⁵ Bureau of Municipal Research of the Minneapolis Civic and Commerce Association. ⁶ Toledo Commission of Publicity and Efficiency.

⁷ New York City's Commissioner of Accounts Office ⁸ Milwaukee Bureau of Efficiency and Economy

1 ヨーク市民同盟¹¹の一部分として設立された。翌一九〇七年にこの都市改良會が獨立してニューヨーク市政調査會が組織されたのである。同市政調査會の指導の下にある「市吏員養成所」¹⁴は一九一一年に設立された。一九二一年には「全國行政調査會」¹⁵が組織された。かく外形的には變更があつたが、その機關の事業は何れも唯一箇の思想の發現に外ならぬ。

市吏員養成所は事務員或は調査員として行政事務に與からんとする男女及び新に組織される市政調査會、市民同盟その他の市民團體の研究員として半公共事務に従はんとする男女を教育するために設立されたものである。この養成所は市政調査會の研究員を養成所の教員たらしめんがため同調査會の保護の下にある。

全國行政調査會は一九二一年に組織された。これは國家的方面の行政調査をする必要から發達したもので、理論上當然存在すべき制度である。同會の目的は次のやうになつてゐる。

一 行政の基準を向上せしむることに依つて一般行政を改良し、この基準によつてあらゆる行政

者の質を改善すること

二 國政問題に關する總ての事件の建設的公表を確保すること

三 國政機關の行政に關する事實を集收し、分類し、分析し、比較し、解釋し、出版すること

四 公共事務及國政調査の事務に携はらんとする男女を養成すること

故に此の會は地方的、市民的の改善機關であるよりも寧ろ國家的の科學的、教育的組織である。市政調査會は法人として存續し、多量の技術的、事務及び調査事業を調査會の名に於て實行してゐる。行政調査會及び市政調査會の活動範圍は主として州行政及び市行政に關し特に州、市、郡、町、村行政に於ける行政組織及び財政に力を注いでゐる。

多くの市政調査機關は全國的に市政調査を聯絡し、補助する中心の中央機關が必要であるといふことを多年の間感じてゐた。新たに造られた全國都市聯盟の都市行政部¹⁶は現に要求を充してゐる。この新たに組織された部の目的は諸調査機關のために資料を蒐集し、特殊の報告を需むる者に答へ、而して局部的關係の問題よりも寧ろ一般的性質の問題に關する報告を公表頒布するにある。

¹⁴ Training School for Public Service.

¹⁵ National Institute of Public Administration.

¹⁶ Municipal Administration Service Department of the National Municipal League.

⁹ Taxpayers' Association.

¹⁰ Taxpayers League of St. Louis County, Inc. (Duluth)

¹¹ New Bedford Taxpayers Association, Inc. (New Bedford, Mass.)

¹² Bureau of City Betterment.

¹³ Citizens Union of New York City.

五 市政調査の經費

市政調査機關は實際上總ての場合、都市行政の各部門に應じて正規の研究員を有してゐる。又必要に應じては、實際上の問題に關し特に相談に應ずるため外部へ出て活動する場合もある。研究員の數は市に依り、機關の活動力に應じて異なる。例へばデトロイト市政調査會は理事一名と補助員七名及び書記若干人より成る。これ等の補助員は會計、技術、市務、警察及び消防事務に關する専門家として訓練せられてゐる。これに反し、デモイン市政調査會には單に秘書的及び書記的事務を執る人が在るのみである。

調査經費の多寡は主として會の大きさ及び事業の項目に依つて左右されてゐる。一九二六年度に於ける諸調査會の豫算を示せば左の如くである。

ニューヨーク市政調査會	八〇、〇〇〇 弗
フィラデルフィア市政調査會	六二、〇四一
デトロイト市政調査會	四八、〇〇〇

ロチェスター市政調査會	四二、八四〇
オハイオ市政調査會	四〇、〇〇〇
サンフランシスコ市政調査會	四〇、〇〇〇
クリーヴランド市政調査會	三〇、〇〇〇
セントルイス市政調査會	三〇、〇〇〇
カンザスシティ市政調査會	二七、〇〇〇
セントルイス郡納稅者聯盟(ダラス市)	二〇、〇〇〇
セントポール市政調査會	一五、〇〇〇
ニューーク市政調査會	一五、〇〇〇
デートン市政調査會	一二、五〇〇
デモイン市政調査會	一〇、〇〇〇

六 市政調査機關の活動

屢次の如き質問が發せられる。「調査會は其の提議を如何にして實行せしめる

か「斯る事業は當局者の反感を惹起しはせぬか」と。調査會は勿論公の機關ではない。故に其の提議を實行に移す最後の試験については輿論の力に依る外其の目的を達成する何等の手段を有たぬ。しかしこの試験は殆んど必要ではない。何となれば市政調査會はあら探しの機關ではないから。市政調査會は賄賂や非能率を發見するため秘密を嗅ぎ廻るやうなことをしない。調査會は「泥なげ」の變りに批判的研究及び建設的提議を爲す。事實何れの都市に於ても調査會は公平であるとの名聲を博し、當局の信頼と尊敬とを贏ち得てゐる。多くの事業が當局自身の要求に依つてさへ行はれてゐる。調査會の一研究を完成したる時は其の報告は適當の機關に送附され、その希求する變更又は改善を實現する爲め關係當局に對しあらゆる機會が與へられる。

調査會は萬事によく調和し協力するように努力してゐる。何となれば頑迷な不親切な吏員に向つて改革を強制することは調査會自身の將來に於ける効果を犠牲にするものであるといふことを知つてゐるから。しかし乍ら争鬪的態度を採ることが緊切なる改善變更の實現のため止むを得ざる場合に於ては、調査會は

あらゆる危険を冒す丈けの準備と勇氣とを有するものであるといふことは調査會の名譽の爲に言つて置かなければならない。協同的努力は調査會の綱領の眞髓である。この原則が、調査會は斷じて政略(ポリティクス)に干與してはならぬといふ不文律と共に、各種の調査會をして都市發達の有力なる補助者たらしめたのである。

七 市政調査の公表

調査會の研究の發表方法は色々あるが、大概その組織の性質によつて自ら定まる。例へば唯一人の人に依つて、財政を處理されてゐるロヂェスター市政調査會は、その研究發表の要求に就ては、六百人の會員に依つて支持されてゐるセントルイズ郡納稅者聯盟とは、その立場を著しく異にしてゐる。即ちロヂェスター調査會は、その研究を市民に示すべき何等の發表機關をも有しないが、セントルイズの方は、定期に「タクスペイヤース・ビズネス」誌を發行するため多くの時間と努力を費してゐる。このパンフレットは週刊であつて、市民をして行政の實際をよりよく理解

せしむることを目的としてゐる。サンフランシスコ市政調査會は月刊「ザ・シティ」¹に依つて五百人の寄附金負擔者にその活動を知らせてゐる。デトロイト市政調査會は時々發行するパンフレット「パブリック・ビジネス」²に依つてデトロイト市民に對し、市郡、州行政に關する事實を知らせてゐる。フィラデルフィア市政調査會は週刊の小冊子「シティズンズ・ビジネス」³を發行してゐる。カンザス・シティ市政調査會は毎週「パブリック・アフェアス」⁴といふ會報を發行し、これを月刊十六頁の雜誌にしてゐる。セントルイズ市政調査會は毎週「マインド・ユア・ビジネス」⁵といふ氣の利いた題名の小冊子で市政上の當面の問題を論じてゐる。而して、一冊一題に限つてゐる。最近の冊子を見れば次のやうな題目が擧げられてゐる。

市税率、モーターボンナ、アスファルト舗装、守衛事務、塵芥處分、新中央發電所、街路清掃費比較等

商業會議所の内部にある市政調査會は、その事業を公表する場合は、母體機關の定期刊行物を利用してゐる。例へば「ミネアポリタン」⁶「ニュー・カー」⁷の如きその適例である。

八 市政調査機關の業績

四五の調査會の未完成の調査に關しては、この種冊子に記載することは出來ない。しかし總ての調査機關が頗る重要な又大部な研究——一つの研究を完成するに一年以上も要する場合が尠くない——を行ひ、殆んど市政問題の全域に亘つて活動してゐるといふことだけは安んじて言へる。尙記憶せねばならぬ大切なことは、調査會の仕事の大部分が市當局の要求に依り、又は市當局と共同して行はれてゐるといふ事實である。斯る場合の事業に就ては、當局が最後の責任者であるから、調査會はその事業の功績を要求するやうなことはしてゐない。従つて調査會は直接の會員又は財政的の支持者以外には、其の成果を公表することに専心することはない。勿論公表は實狀を記述し、事實を摘出し、提案を爲すことを常としてゐる。各調査會が夫々の地方行政の改良に對する最大の貢献は何であるかは敢て茲には述べぬ。唯、數箇の調査會の活動振を記述して、讀者に、米國に於ける市政調査事業に關する大體の概念を與へやうと思ふ。

¹ "The City" ² "Public Business" ³ "Citizens' Business"

⁴ "Public Affairs" ⁵ "Mind Your Business" ⁶ "Minnea Politan"

⁷ "Newarker"

一 全國行政調査會及ニューヨーク市政調査會

ニューヨーク市政調査會の初期の事業に就ては既に幾分述べた。この調査會と吏員講習所とは、アメリカ合衆國に於ける市政調査運動及び吏員の系統的實際的訓練の草分であつた。市政調査會は市政改革の實際的効果を擧ぐるために市政問題に科學的調査方法を適用した合衆國に於ける最初の機關である。調査會は初めて都市行政及び州行政に就て一般的調査を行つた。而してその多くの重要な研究の中には、兒童の保健に就て中央機關を設置せしめるやうな結果を生ぜしめた調査もあつた。調査會は公民教育と豫算技術の兩方の立場から初めて米國に於て豫算制度の研究に手をそめた。又市政調査會は市の人事、購買及び經理に關する基準を高め、且つ單位價と、市政能率の試験方法とを紹介した。

市政調査會及び行政調査會は一九〇六年以來四千六百以上の大小各種の報告を出してゐる。殆ど千三百人に達する研究員及び囑託が、その事業に參畫した。それ等の中のある者は現在行政の實務に携はつてゐる。尙この外研究員が特種

¹ The National Institute of Public Administration and the New York Bureau of Municipal Research.
² Bureau of Child Hygiene of the New York City Health Department.

の調査目的を以て市、郡、州を訪問して作成した調査研究報告が百二十五ある。

最近十年間に於ける調査會の調査事業の總ては實際上、州知事、立法委員會、市長其他公機關の要求に依つて行はれたものである。最近出版された重要な研究の中には左の如きものがある。

- 一 市豫算の編成
- 一 州基金の管理
- 一 米國の警察行政
- 一 行政關係圖書解題
- 一 マサチュセツ州に於ける豫算の改善
- 一 戦後に於ける州支出の膨脹
- 一 都市保健行政(印刷中)
- 一 都市財政

³ Buck, A. E. Budget making 1921
Municipal budgets and budget making 1925
⁴ Faust, M. L. Custody of State Funds 1925
⁵ Graper, E. D. American police administration 1921
⁶ Greer, Sarah. Bibliography of public administration 1921
⁷ Gulick, L. H. Evolution of the budget in Massachusetts 1919
⁸ Heer, Clarence. Post-war expansion of state expenditures 1926
⁹ Mc Combs, C. E. Municipal health administration 印刷中
¹⁰ A. E. Buck 及び other staff members of the National Institute of Public Administration 共著 Municipal Finance 1926
¹¹ New York State Legislature. Special Joint Committee on Taxation and Retrenchment. Reports. 1920. 1921. 1923. 1924. 1925. 1926. (調査會の研究員はこの委員會の調査員として活動す)。
¹² Smith, Bruce. The State Police 1925

- 一 ニューヨーク州立法報告¹¹
- 一 州警察¹²

ニ フィラデルフィア市政調査會¹

フィラデルフィア市政調査會が最近五ヶ年の間に完成した重要なる調査研究は次の如くである。

- 一 ペンシルヴェニア州ローワーメリオンタウンシップ²の行政調査
 - 二 フィラデルフィア上水道問題の研究
 - 三 フィラデルフィア市郡の法律的关系に關する研究
 - 四 フィラデルフィア街路清掃に關する研究
 - 五 フィラデルフィア行政組織の研究
 - 六 一七八七年乃至一九二五年フィラデルフィア例規索引の作成
 - 七 フィラデルフィア瓦斯問題の研究
- これ等研究は何れもパンフレットの形で出版されてゐる。

左は現在調査研究中に屬する主要なる題目である。

- 一 フィラデルフィア減債基金の研究
 - 二 市債政策の研究
 - 三 市事務に關する研究。特に吏員階級別の改善並に俸給基準化の必要に就て
 - 四 引續き、フィラデルフィア上水道問題の研究。特に給水の浪費を減少することに力をいれる。
 - 五 特にフィラデルフィアの要求に應ずる恒久的投票人登録に關する研究
 - 六 フィラデルフィアの市裁判所の研究。これは調査會がトマズスケルトン・ハリソン財團³の代理として研究する。
 - 七 フィラデルフィアに於ける市契約の研究
- 調査會研究の結果が當局に依つて採用されてゐる例は次の如く掲げられてゐる。
- 一 市役所に於ける守衛事務に就ては、調査會の研究の結果としてその事務が

³ Thomas Skelton Harrison Foundation.

¹ Bureau of Municipal Research of Philadelphia.

² Lower Merion Township.

組織し直され、年々三萬弗を節約された。

二 フィラデルフィアに於ける度量衡に關する調査會の調査の結果として市郡政廳の下に現在の度量衡局が創設された。

三 街路の清掃を請負に委ねるよりも市自ら行つた方が、市にとつて有利であるといふ調査會の研究及び發表に從つて、この變更が實際に行はれた。ために清掃事務が改善せられたのみならず市自身がやつた最初の年に於て十萬弗以上の節約を見た。

四 財務規定に關する調査會の提議が廣い範圍に亘つて、一九一九年の市條例改正委員會に依つて採用された。その後これはペンシルヴェニア州議會に依つて可決された。

五 市政調査會の公表したステートメントはフィラデルフィアの市領金の利率を二分の一から三分の一に引上げた運動の口火を切つたものであつた。

六 市減債基金に對する過剩割當に關し、調査會の調査せる事實の公表は市豫算から年額百萬弗以上を節減せしめるに至つた。

七 フィラデルフィア市瓦斯問題に關する調査會の研究から生れた提議の一つは市有瓦斯工場の改良及び擴張は經營會社の手によるよりも、市自ら行ふ方が有利であるといふことであつた。この提議は採用された。而してフィラデルフィアの瓦斯需要者にとつては來るべき十年以内に内輪に見積つても二百萬弗以上の節約が實現されるであらう。

三 デトロイト市政調査會¹

デトロイト市政調査會の一九二六年度調査項目は同會の過去十一年間の各年度の活動及び成果の典型的のものである。一九二六年度の主要なる調査項目を示せば左の如くである。

一 市長の依頼により、市有財産——その位置、使用及び將來——に關する研究。本記録は常に最新のものたらしめ、市經理部の所管とする。

二 市長の依頼により、總ての需要品及びその仕様書の基準化に關する購買委員との協力。

¹ Detroit Bureau of Governmental Research, Inc.
² Purchasing Commissioner.

⁴ The bureau of weights and measures.
⁵ The Charter Revision Committee of 1919

- 三 上水道委員會議事長の爲め、建設工事の單位價の系統を立てること。この方法は將來總ての公營事業に適用される。
- 四 市局課の一般的改造の爲に、公益事業委員會と協力すること。塵埃の蒐集處分方法を改善し、監督事務を改良すること。
- 五 課税便覽を作成し、課税方法を改善する爲め課税評價員と協力すること。
- 六 市會計監督役の爲めに實際的研究を行つて一般減債基金に五十萬弗の剩餘を見つけ、この額まで課税負擔を減ずること。
- 七 請負者負擔金の賦課方法を修正して年額六萬弗以上を節約すること。
- 八 模範的交通規則等を立案する爲め市長の交通委員會の書記局として活動すること。
- 九 三ヶ月間市警察部に關する調査をすることを部長オーガスト・ヴォルマーと約した。
- 一〇 共同基金の爲めデトロイトに於ける黒人の状態の調査を監督すること。本調査は市長の人種關係委員會の爲めに行はれる。

尙この外多くの一般的、繼續的調査項目が割當てられてゐる。例へば汚水處分、高速度鐵道、市郡豫算、土木改良事業、一般財政、飛行場、超都市區域、市債、受益者負擔、補助金等である。又市政調査會は商業會議所の行政委員會、共同基金¹⁰、全國都市聯盟及びミシガン大學と協力してゐる。雑誌「バブリック・ビジネス」を發行してゐる。

四 セントルイズ市政調査會

セントルイズ市政調査會は創立以來、行政部の活動及び組織の研究に努力し來つた。この事業は極めて緊要な事であり、最初の二三年内に大なる効果を擧げるものと思はれて居た。

調査會の事業として直接市政に最大の節約を招來したのは塵芥處分の問題に就てである。二箇年以上の努力の後、市政調査會は市をして塵芥處分に關し、五箇年の契約をさせ、舊方法に依る場合に比し、五十萬弗以上の節約をなさしめることが出來た。

調査會は市の數個の發電所に記録計を購入設置せしめ、これに依つて運轉費を

¹⁰ Community Funds.

¹ St. Louis Bureau of Municipal Research

³ General Manager of the Water Board. ⁴ Commissioner of Public Works.

⁵ Assessors. ⁶ Comptroller.

⁷ Mayor's Traffic Committee.

⁸ Chief August Vollmer.

⁹ Mayor's Inter Racial Committee.

減少するための適當なる記録を得ることが出來た。

調査會は豫算編成方法の變更を提議した。この變更は財務委員に市局課の實際の必要を研究する爲めに十分なる時間を與へることを許すことであつて、それは採用された。

調査會は街路及び下水道の全局課の組織變更を行はしむることに成功した。この場合多數の冗員が淘汰され、年額數千弗の節約が出來た。

市政調査會は過去三年間舗裝費に關する定期刊行物を出し、その報告に於て市當局に對し、より廉い費用で、よりよい舗裝をなすべきことを屢々提議してゐる。ためにこの二年來平均舗裝費は絶えず低下してゐる。今日ではその經費は妥當と思考される相場よりも極めて少し計り高いに過ぎない。公益事業委員會は市政調査會の舗裝に關する他都市の經驗に就ての廣汎なる報告に接して後、高價で契約してゐた舗裝方法を廢止してしまつた。

調査會は非能率的方法に依る街路清掃の冗費に關し、幾多の報告を出してゐる。その結果より能率的な機械を購入する準備が出來た。

市政調査會は其の發行する冊子及び報告書に依つて社會一般に對し、大市債發行計畫進捗を報告してゐる。

五 クリーヴランド市政調査會

クリーヴランド市政調査會の行つた次に掲げる調査研究項目の表は同調査會が如何なる問題に興味を有して活動したかをよく示してゐる。

- 一 クリーヴランド市に於ける街路の修繕維持に關する報告(一九二〇年十月)
- 二 クリーヴランド市の未償還負債及市債政策に關する報告(一九二〇年六月)
- 三 クリーヴランド市の財政及び財務方法に關する記述(一九二一年三月)
- 四 クリーヴランド市の豫算編成方法に關する報告(一九二一年六月)
- 五 クリーヴランド市の特別賦課制度の活用及び舗裝の必要に關する報告(一九二一年十二月)

六 クリーヴランド市立學校委員會の財政的調査(一九二二年五月)

七 一九二二年度中のクリーヴランド市の舗裝及び下水道建設に關する報告

¹ Cleveland Bureau of Municipal Research.

² The Board of Public Service.

八 クリーヴランド市管電氣事業會計制度の特徴並に財政的活動に關する報告(一九二四年七月)

九 カイ郡の財政及び財務行政に關する法律——特にカイヤーホーガ郡のそれに關する報告(一九二五年一月)

一〇 カイヤホーガ郡に於ける飲酒稅徵收事務に關する報告(一九二六年六月)

一一 クリーヴランド市に於ける汚水處分に關する報告(一九二六年六月)

六 デモイン市政調査會¹

デモイン市政調査會は一九二一年の創立にかゝる。本會は一定數の納稅者から毎年受ける寄附金に依つて支持せられる私立の機關である。

本調査會設立以來の大事業は一九二二年及び一九二三年に於ける市の俸給々與上の不正を曝露したことである。調査會は右の事情を明らかにし、これによつて毎年々々巨額の金圓が失はれることを防ぎ得たのである。

調査會は市立及び郡立の兩病院を統一する法律の制定に依り、郡内貧困者の治療施設を改善するに與つて多大の力があつた。調査會は又最初の州豫算編成に當り州豫算局長を助けるところがあつた。尙調査會は受益者負擔金徵收上の懈怠に關する報告を出した。

デモイン市及び郡の租稅負擔の過重なるを認めて、調査會は最近二三年間課稅負擔の輕減に努力しつゝある。この結果租稅負擔は二パーセント丈け減じた。茲に於てデモイン市はこの數年間に、米國で租稅負擔の輕減を行つた僅かに數市の内の一つとなつた。この租稅の輕減は勢ひ市郡行政に於ける經費の節減を餘儀なくせしめ、その結果一層能率的又經濟的なる行政を實行し得ることになつたのである。

七 カンザス・シティー市政調査會¹

カンザス・シティーの調査會が一九二五年迄に行つた事業の内最も重要なものは、カンザス・シティーの新市制^{チャーター}に關する仕事と、今一つは、市行政のため健全なる財務

² Cuyahoga County.

¹ Des Moines Bureau of Municipal Research

¹ Kansas City Public Service Institute.

方法の採用を目的とする研究及び教育の二つであつた。

調査會の新市制に關する事業としては他都市の市制及び行政組織並にカンザス・シテイの市制及び行政組織に關する廣汎なる調査、大仕掛な宣傳及び教育事業それにカンザス・シテイの爲め二様の市制の立案を助けたこと等である。一九二五年二月に採用された市制は大部分本調査會の努力に基くものである。

又調査會はこの期間内に市の財政状態及び財務制度の完全なる研究を行つたこの研究及び絶えずこれを補遺して行く事業は、市財政不足の缺陷を除くに與つて力があつた。一九二四年まではこの不足金の總額は五百萬弗以上に達してゐたのであるが、爾來不足を告げることがなくなつた。

新市制採用の後も調査會は市の庶務規程の立案を援助し、都市改良事業計畫の準備を補助し、又カンザス・シテイに於ける郡道及び市道の清掃に關する研究並に報告及び消防部改善に關する報告をなし、絶えず新市制に依る行政の健全なる發達の爲め努力を怠らない。

現在市政調査會の事業計畫中最も主要なるものは、健全なる市人事行政の確立

といふことである。此の外、調査項目としては、郡行政組織の改造、警察自治權の獲得、恒久的選舉人名簿の調製、市財政問題その他がある。

八 セントルイズ郡納稅者聯盟(ダラス市)

納稅者聯盟は各市民團體から二名宛選出された代表者より成る一團體の援助を乞ふて、十年を一期とする恒久的改善計畫案を立て、且つかゝる計畫の必要の宣傳教育に力めた。この活動に關聯して右聯盟は左の報告を作成してゐる。

一 經常費及び市債費に關し、市歳出の過去の傾向及び將來に於ける歳入歳出の豫想に關する報告

二 必要なる公共改良事業及びその經費見積に關する報告

三 道路改良事業の財源に關する報告

現に研究中に屬する事項は、受益者負擔制度の擴張可能に關する件、及び街路舗裝費中市負擔の分に對する連續償還政策の採用、並に市の下水道事業に關する市土木部との協同調査等である。

¹ Taxpayers' League of St. Louis County, Inc. (Duluth)

聯盟は又、ダラス市の中央にあつて、市の最も重要な商業區域を二分してゐる約七十五萬立方ヤードの岩礁を除却する計畫に就ての研究をした。目下市はこの大事業の實現の爲め運動中であるが、この計畫は事實上該聯盟の提議に成るものである。

次に聯盟は一九二七年度の豫算に關し、市會計検査役を補助して、豫算に關する最も重要な部分に關する説明を公にし、遂に全豫算額の一割削減に成功した。

聯盟は新市廳舎を建築する建築家を競争の方法で選舉とするの案を立て、競争中聯盟の職員の一人在建築顧問として働くといふ建築をした。かくて聯盟は競争方法についての計畫を立て、市會の要求に従つて、新廳舎の大きさ及び内部の設備を決めた。聯盟のこの案はそれより以前に市會が採用した建築計畫の對案であつて、市會案に依れば二百萬弗以上の建築費を要し、新計畫案の經費の殆んど二倍の豫算であつたのである。

聯盟は公安委員の爲め警察部に關する研究をなし、これが全般的組織改造を提議し、新警察部の便覽を起草した。又市會及び市吏員委員會の要求に基き市吏員

の等級及び俸給の基準化に就て研究中である。街路照明方法及び其の財政に就ても研究中である。郡組織に就ても研究が行はれんとして居り、この點に就ては廣汎なる法律案が一九二七年度のミネソタ州議會に提出せられることを豫期せられて居る。

九 オハイオ市政調査會¹

オハイオ市政調査會の事業は大體次の如くである。

一 既成事業

- (1) 市政調査會が提案し、州議會が採用した重要な二の方策によつて州の四千を超ゆる總ての課税區に對し健全なる財政々策の基礎を固めた。
- (2) 市政調査會其の他の機關の頒布した教育的印刷物によつて低能者の爲には州立保護所が建設され、更に二個の保護所が計畫されてゐる。

- (3) 新規の州監獄の計畫を舊式な設計から現代的なものに変更した。これによつて收監者に對し經濟的であり、便宜な結果を生じてゐる。

¹ The Ohio Institute.

² Public Safety Commissioner.

- (4) 刑の執行猶豫及び宣誓解放を地方行政應管掌となすの計畫。
- (5) 州少年調査局の設立
- (6) 兒童福祉行政の改善

二 現在の事業

(1) 最近調査會は當局の依頼により、特別立法委員と協力して、オハイオ州に於ける刑事問題並に課税及び財政の問題、殊に地方學校に對する州の補助學區數の減少、郡行政組織の改造等につき研究を續けつゝある。又調査會はアメリカ地方團體聯合會の行つてゐる社會事業の經費と量に關する調査に従事しつゝある。

三 事業の範圍

現在調査會の事業は主として次の方面に力を注いでゐる。

- (1) 一般財政及び租税。
- (2) 行政組織
- (3) 矯正事業

(4) 精神衛生

(5) 兒童福祉事業

一〇 ロチェスター市政調査會

一九二三年ロチェスター市政調査會は、同市に於ける各種の市民團體の首腦者たる九名の委員より成る市民委員會¹のために行政組織の聯邦制、委員會制及びマネージャー制の各形態の研究に關する報告及び資料を蒐集することを企てた。この研究の範圍には二十四の都市が含まれてゐた。

この委員會は一九二五年三月ロチェスター市に對し、シティー・マネージャー制を提議することに決定した。而して二萬二千人の會員を有つシティー・マネージャー聯盟が組織された。この聯盟は市政調査會に向つてマネージャー條例の立案を依頼し、調査會はこれを作成した。この條例は一九二五年十一月三日投票に附せられ、二萬五千九百三票に對する三萬九千二十票を以て可決された。

一九二六年度の市政調査會の主なる事業項目を挙げれば次の如くである。

¹ Rochester Bureau of Municipal Research.
² Citizen's Committee.
³ City Manager League.

² Bureau of Juvenile Research.
³ American Association for Community Organization.
⁴ Mental hygiene.

- 一 各種の塵芥蒐集設備及び附屬設備を研究して、市が塵芥蒐集事務改善の爲め購入し得る最も經濟的な設備如何を探索すること。
- 二 市有財産の科學的評價方法の制定に關し、評價委員に助言を與へ且つ援助をなすこと。
- 三 公設市場の利用促進を研究し、現在の公設市場を擴張する可否を決定すること。
- 四 市立病院の會計制度の立案。これには新市立病院とロチェスター大學との間の會計關係の研究を含んでゐる。
- 五 市長の地下鐵道經營諮問委員會の補助機關として活動し、同委員會の爲にあらゆる書記及び秘書の仕事をなし、委員會の報告作成を補助すること。
- 六 現在の小學校の仕事をもつと能率的に配列することが可能であるかどうかを決定する爲めに、一小學校の事務執行につき研究すること。

一 一 ミルウオーキー市政調査會¹

一九一四年創設以來ミルウオーキー市政調査會はあらゆる都市及び郡に於て實地に就き調査及び研究を行つてゐる。次に掲ぐる研究中には直ちには實際上多大の効果を擧げたものもある。

- 一 調査會は一箇年及び五箇年繼續學校建設計畫の立案を三年間援助した。毎年度學務委員會は調査會の案を委員會の事業に採用した。
- 二 一九二四年には運動場の必要に就て研究を行つた。市會は新しく敷地を得て調査會のこの研究を基礎として運動場を作るために百五十萬弗を費した。

三 都市計畫委員會の要求により、調査會は既定都心計畫²及びこれに關聯する街路擴張計畫に基いてその經費を算出した。

四 調査會は少年裁判所及び少年保護所³を聯邦兒童局の作成にかゝる少年裁判所基準と比較し且つ詳細に分析した。現在設立されてゐる少年指導相談所は調査會の推奨にかゝり、且つ大體その立案に成るものである。

五 共同基金の要求に依り調査會は市及び郡に於けるあらゆる社會的機關の

² Detention Home.

³ Child Guidance Clinic.

¹ Citizen's Bureau of Milwaukee.

根本的調査を援助した。

六 一九二四年から一九二五年に亘りソーシャル・センター及び夜學校の事業に關する批判的研究を行つた。

七 多くの都市殊にシティー・マネージャ―制を採れる都市を歴訪して市制チャーターに關する資料を蒐集分類し、一九二六年にはミルウォーキー市にシティー・マネージャ―制度——市政の比例代表制——を採用せんことを提議した。

八 公益事業部及び消防部の賦拂會計制度。

九 調査會は保健部に關する完全なる調査を行ひ幾多の組織の變更を提議し一九二一年に市會に採決する所となつた。

一〇 一九一六年には調査會は市の物品購買及び保管方法を研究して、購買中央委員會の設立を提議し、これを創立すべき法律の通過に力を盡くした。

一一 一九二六年に州租稅制度の研究を行ひ、ウイスコンシン州に全國租稅協會の模範租稅案に近似した租稅制度を設けるやう現制度の改革を提議した。

一二 調査會は州豫算制度を研究して、一九二六年度臨時租稅委員會に對し豫

算の標準的制度を確立する爲め必要なる方策を講ぜんことを建議した。

一三 學務委員會の組織に就て、詳細なる研究を行ひ、特に學校制度の事務方面に力を注いだ。右提案の大部分は學務委員會に於て採用された。

この外過去十年間に多數の調査研究が行はれてゐる。其の題目のみを掲ぐれば恩給學校調査、市郡、州吏員制度、塵芥處理、自治權、市郡豫算、市郡使用人の給料、標準的公債法、學務委員選舉法、公共改良事業に對する公債支辨の豫算、十年間市豫算、街路照明街路清掃機の使用、參事會員選舉區制度、市塵芥處分場、機械に依る徵稅票の作成、州道補助、市經費節減、郡機關の會計制度等である。

一ニ ニュージャージー州ニワーク商業會議所内市政調査會

本調査會の事業は大要左の通りである。

一 調査會は都市行政に於ける各般の制度に關する資料を蒐集し、研究し、その結果商業會議所からシティー・マネージャ―制度を市に提案した。

二 調査會は選舉人登録制度に關する資料を蒐集し、研究した。其の結果人口

¹ National Tax Association.

¹ Bureau of Municipal Research of the Newark.
N. J. Chamber of Commerce.

一萬五千以上の市に於て恒久的選舉人名簿を備ふべしとの提案を商業會議所から出し、一九二五年にこれが法律になつた。この法律は一九二七年一月一日から施行せられて居る。

三 調査會はニューヨーク警察部に關する研究をなし、同部の能率増進のため現制度の改革及び統一を提議した。その結果年額二十二萬七千弗の節約を見るに至つた。商業會議所の公共事業委員會はこの報告を裏書してゐる。

四 調査會は公共建築物清掃費に關する資料を蒐集し、それを基礎として會議所は市應舎清掃人制度の改革を提議した。この改革に依り、多額の賃金の節約が出来る見込みである。

五 調査會は都市と郊外の交通運輸に關する調査研究を行つた。その結果は委員會の報告中に収録されてゐる。委員會の三つの提議中二つは當局の採用する所となつた。

六 調査會は市應舎の建築に大に空地を必要とするといふことを研究して、理事會をして市應舎の既定建築計畫の變更を提議せしめた。これに依つて建

築費豫算二百五十萬弗が、その半額以下に修正された。

七 ガソリン税に就ては目下研究中に屬する。

八 塵芥の蒐集問題。

九 市設市場經營の財政的研究。

一〇 雜誌「ニューワーカー」に發表すべきニューヨーク市債に關する意見書の作成。

一一 州道基金に對する郡市負擔金の研究。

一三 セントポール市政調査會

セントポール調査會の既成事業中には左の如きものがある。以て同調査會の活動分野を知ることが出来る。

一 校舎建築設計に就て建築顧問任命の制度を確立した。同顧問の設計修正に依り、七百萬弗を要する見込なりし校舎建築費は一割五分の節約を見た。

二 市が街路照明の爲め供給する電力の經費に關する報告をなし、其の結果二割の經費節減が行はれた。

¹ Saint Paul Bureau of Municipal Research.

² State Highway Fund.

- 三 校舍建築計畫を修正して、所要施設を低下せず、建築費に於て百十萬弗以上の節減をなさしめた。
- 四 州立法部に請願して不穩當な濫費的な教員年金制度の通過を防止した。
- 五 市債の發行が市民の一般投票に附される前に、總ての市債發行計畫を論評して、如何なる點を改善すべきかにつき、提議と助言とを與へた。
- 六 郡立宿泊所の一日の宿泊料を一弗半から一弗に引下げた。
- 七 塵芥收集費を噸當り七弗五十七仙から四弗九十二仙に引下げた。
- 八 市豫算全體を調査し、當局と協力して豫算額を決めた。
- 九 市の請負工事に於ける熟練労働者及び不熟練労働者に對し、市が私契約に依つて賃銀最低額を決定せんとする不當なる市條例の制定に反對して成功した。
- 一〇 水道料金の値上を提議した。この値上は上水道施設の腐朽を防ぎ不足金を補填するために必要のことであつた。
- 一一 市郡に於ける總ての公共改良事業を検査した。

一二 街路舗装方法を改良した。

一三 郡委員會の要求に依り、一九二七年度の郡道計畫を立てた。

一四 市の負債状態を研究し、これが報告書を作成した。

以上の事業は總て當局者と協力して行はれたものである。されば市事務の改善、經費の節減等當局者に負ふ所が多い。唯右は如何に調査會が有能に當局者を援助して來たかを示すものである。

一四 サンフランシスコ市政調査會

一九二二年市政調査會は受益者負擔に依る工事と市支辨に依る工事との比較研究に依り、受益者負擔に依り不動産所有者の負擔に於てするよりも、市が經費を支辨する方法による方が、約二割五分だけ經費が少なくて済むといふ結論に達した。それは該市の制度に依れば、受益者負擔に依るときは、請負者が自ら全事業の財政計畫を立てねばならず、且つ不動産所有者の十年を越えざる期日の公債を引受けねばならぬからである。この研究の結果として調査會は、市制を改正して、公共改

良事業財政に市支辨方法を採用せんことを提議した。この改正案は一九二四年附議決定を見た。

- 一九二五年度の調査會の主要事業項目を掲ぐれば次の如くである。
- 一 公共改良事業資金の研究
- 二 人口研究——水道需要者、學校出席者、電車乗客等總ての妥當因子を基礎とする人口の推定
- 三 目下州鐵道委員會に附議中の評價方法の研究並に之と關聯して、市が現在の設備を買收し得るや否やに就ての調査
- 四 市營鐵道財政制度特に減損補填金制度の變更案に關する研究。一九二六年には、受益者負擔に依る公共改良事業特に街路新設の財源たるべき公共改良事業基金のため市債發行額を決定する目的で調査を行つた。

一五 ワシントン行政調査會

行政調査會は市政調査に就ては殆んど何もしてゐない。同會の活動は全く國

及び州行政調査に限られてゐる。その既成事業の四五を掲ぐれば次の如くである。

- 一 全國豫算制度確立のため議會及び豫算局を援助した。
- 二 國の行政支部組織に關する研究を行ひ、報告書を作成した。
- 三 人事行政に就て議會及び人事行政委員會を援助した。
- 四 國家行政活動の系統を立案し、統一的な會計及び報告の便覽を作成した。
(これは合衆國財政監督長の同意を得て、現在各種の事務に就きこの制度が採用せられてゐる)。

五 國の保健行政に關する研究及び報告をなし、これが諸種の事業を一層平等且つ妥當なる基礎の上に置くやう適宜の處置を執られたき旨政府に建議した。

六 ハワイ領及び領内各行政區劃の豫算及び會計制度を立案し、これが實現を見た。

七 ノースカロライナ州の豫算、會計及び人事制度の改善計畫並にこれが實現

¹ Institute for Governmental Research, Washington, D. C.

² Comptroller General of the United States.

に當り州知事を援助した。

八 公務員の退職に關する原則の研究及び報告。

九 州の基準的又は模範會計及び報告制度を作成するため、「全國州會計検査官監督官及び財務官協會」を援助するため、これが技術的方面を擔當した。

一〇 國政上の特殊問題に關し、五十冊以上の叢書を作成した。又各種の行政事務調査機關の活動に關する報告を出した。

一一 國の豫算制度に關する調査書を刊行し、これが改善を提議した。

九 市政調査の將來

市政調査の將來如何。米國に於ける市政調査事業が、實驗的な而して不安な時期を經過して既に久しいといふことは確かである。市政調査は行政過程に於て最早確固たる地歩を占めて居る。今日、市政調査の行はれつゝある都市に於て、これを廢止せんには、それは明らかに損失を意味するのみならず、市政發達上の退歩であると言へやう。

勿論市政調査に關しては解決を要する幾多の問題がある。(一)如何なる組織に依る市政調査機關が最も適當であるか——獨立機關とすべきか、大なる機關の一部とすべきか、市行政自體の一部とすべきか、或は小數の會員とすべきか、大會員組織とすべきか。(二)財政は如何にするのが最も善いか。——不定額の獨立寄附金によるか、寄附者の租稅負擔額の割合を基礎とする寄附に依るか、或は又、共同基金に依頼すべきか。(三)純然たる協力的機關として活動する組織と、寧ろ勇敢に挑戰的に活動する組織と、果して何れがより有能であるか、等即ちこれである。

しかし、これ等は何れかと云へば、寧ろ小問題であつて、多くの場合各地方地方の狀況に依つて解決せらるべきものである。こゝに市政調査事業に携はる總ての人の認める重要事項が少くとも二つはある。一つは各調査會の研究の結果を廣く一般に知らしむるために、清算機關として活動する全國的調査會の必要であり、今一つは行政に關する純科學的調査の必要これである。

全國的調査機關の設立は屢論議され、その計畫案は屢提議されてゐる。かゝる機關の設立の齎らすべき利益の甚大なるべきは明白である。例へば各個の調査

* National Association of State Auditors, Comptrollers and Treasurers.

機關に於ける研究の結果を廣く一般に知らしめることが出来、各個の調査機關が各都市に共通なる多くの問題の最善の解決方法を發見した場合、これを各都市に適用せしむることが出来る。全國都市聯盟に新設された市政部はまさにこの問題の解決を助けるものであり、從來の缺陷を補ふに當り貢獻するところ少なからざるべきと信ずる。

行政に關する純科學的調査の必要は大にこれを高調しなければならぬ。各調査會の日々の活動は殆んど總て時下の緊急問題に限られて居り、又しかせざるを得ぬ實狀に在る。この種の研究調査も勿論重要であり、効果も多いがしかし、これは他の方面——工業、醫學、農業、教育、理學等に於ける調査事業に比較すれば、調査事業の見本としては甚だ微々たるものである。行政に關する調査事業は益々擴大しなければならぬ。我々は、しかく期待し且つ要求する。しかも我々はその活動と開發の上に殆んど科學的研究の光を注いで居らぬ。我々は多くの公共事務を理論的に判定すべき尺度の基準を未だ確立してゐない。しかも、かゝる基準に依つて検討が行はれるにあらざれば、民衆政治は十分その本領を發揮することは出

來ぬ。他の分野に於ける調査事業に怠らざる忍耐を以て培かはれ、熱誠を以て實行せらるゝ純科學的調査の中にのみ、市政改善の希望の光は輝くのである。

兎に角市政調査は、國政調査會議の諸機關の事業が例示する如く、現に緊要のことであり、將來に於ても益々然る。即ち吾人は左の言の引用を以て本文を終る。

「……市政調査機關は、人の好むと否とに拘はらず、市政の真相を把握し、且つこれが賢明なる使用方途を知れるが故に、一國に於ける一權力たらざるを得ない。市政調査機關の目的は不忠實なる當局の悪事を曝露し、處罰せんとするにあらず、寧ろ忠實なる當局を支持し稱讃せんとするものである。賄賂を授受する者を獄に投ぜんとするものではなく、賄賂の授受を困難ならしむべき事務組織を樹てんとするにある。經費の削減を企てるのではなく、浪費の行はれざるやう監視しようといふのである。市政調査機關は又賢明且つ鋭敏なる輿論の喚起に努める。かくの如く事業計畫の中に、危險的、幻想的、非實際的なりとして攻撃せらるべき點のいさゝかも存在せざることとは火を賭るよりも明らかである」

昭和二年三月二十九日印刷
昭和二年四月一日發行

米國に於ける市政調査

金三十錢

檢
東京市
政調査
會之印

東京市麹町區有樂町一丁目一番地

編輯兼 財團 東京市政調査會
發行者 法人

東京市京橋區木挽町二丁目十一番地

印刷者 水村行雄

水村印刷所印刷

發行所

東京市麹町區有樂町一丁目
一六〇九番
郵便口座

財團 東京市政調査會
法人



東京市政調査會調查目書

市政調査資料 第一號	都市財政に於ける特別賦課問題	四〇	四	定價 録	五、〇〇〇	一八
市政調査資料 第二號	小額信用制度の研究	三〇	二	定價 録	八〇	四
市政調査資料 第三號	現代都市計畫	三〇	二	定價 録	二、三〇〇	三
市政調査資料 第四號	米國クリヴランド市土地評價法	四〇	四	定價 録	二、三〇〇	三
市政調査資料 第五號	ピアード博士東京復興に関する意見	三〇	二	定價 録	二、五〇〇	三
市政調査資料 第六號	イギリスの都市計畫法	三〇	四	定價 録	一、三〇〇	三
市政調査資料 第七號	地域制	六〇	四	定價 録	五〇	四
市政調査資料 第八號	米國の都市教育組織	八〇	六	定價 録	一、五〇〇	二
市政調査資料 第九號	地帯收用	六〇	四	定價 録	者に贈呈	二
市政調査資料 第十號	イギリスの田園都市	六〇	六	定價 録	者に贈呈	二
市政調査資料 第十一號	都市の結核問題	三〇	二	定價 録	六〇	六
市政調査資料 第十二號	英國の住宅政策	六〇	六	定價 録	三〇	二
市政調査資料 第十三號	米國に於ける市政調査	三〇	二	定價 録	四〇	四
都市調査資料 第一冊				帝都の制度に関する調査資料	五、〇〇〇	一八
都市調査資料 第二冊				都市金融の概況	八〇	四
都市調査資料 第三冊				都市設貯蓄銀行	二、三〇〇	三
都市調査資料 第四冊				都市街地信用組合	二、三〇〇	三
都市調査資料 第五冊				都市金融民融に關する調査資料	二、五〇〇	三
都市調査資料 第六冊				土地増價税と土地未改良價格税の研究	一、三〇〇	三
都市調査資料 第七冊				ウィーン市財政事情	五〇	四
都市調査資料 第八冊				東京市財政統計諸表	一、五〇〇	二
都市調査資料 第九冊				土地劃區整理に就て(第一輯・第二輯)	者に贈呈	二
都市調査資料 第十冊				ドイツに於ける土地區劃整理の實例	四〇	二
都市調査資料 第十一冊				ドイツ都市に於ける土地區劃整理	六〇	六
都市調査資料 第十二冊				都市の保健行政組織	三〇	二
都市調査資料 第十三冊				イギリスの保健行政組織	四〇	四

東京市政調査會調查目書

後藤藤子博士論文	第一回 帝都の復興と教育者の希望	一、〇〇〇	三	定價 録	四、〇〇〇	一八
藤子博士論文	第二回 我等の東京	一、〇〇〇	三	定價 録	四、〇〇〇	一八
藤子博士論文	第三回 市民賞論文集 大正十五年	一、五〇〇	三	定價 録	三、〇〇〇	一八
後藤藤子博士論文	岸一太博士の報告 東京の工學的地質研究	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	我國水力電氣の利用限度に就て	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	電力大都市集中と超電力聯系並に就て	者に贈呈	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	都市教育の研究	五、五〇〇	二四	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	自治及修身教育批判	一、三〇〇	三	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	普選に依る最初の市會議員選舉	六〇	四	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	東京市町内會に關する調査	二、三〇〇	三	定價 録	者に贈呈	同
後藤藤子博士論文	ピアード博士講演集	八、五〇〇	三	定價 録	五、〇〇〇	一八
後藤藤子博士論文	大建築物煖房資料	四〇	四	定價 録	四〇	四
後藤藤子博士論文	都市講話 第一冊 街路樹	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	市會議員選舉に際し東京市民諸君に望む	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	帝都の制度に關する意見	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	ピアード博士の東京市政に関する意見概要	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	東京市中央卸賣市場位置選定に関する意見	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	大東京瓦斯供給に關する意見	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	都市教育改善に關する意見	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	都市庶民金融改善に關する意見	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	公益質舗法私案	同	同	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	月刊雜誌 第一卷合本	四、〇〇〇	一八	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	月刊雜誌 第二卷・第三卷合本	三、〇〇〇	一八	定價 録	同	同
後藤藤子博士論文	「都市問題」	同	同	定價 録	同	同

042

58